補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		葬祭費(国民健康保険特別会計)					市の担当部課問い合わせ先		健康福祉部保険年金課 0568-44-0327		
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称		死亡した被保険者の葬祭を行った者93名				代表者名		_			
関係規定	法令	国民健康保険法第58条				条	:例	犬山市	5国民健康保険条例第5条		
	規則等	犬山市国民健康保険条例施行 18条			規則第	要	綱	_			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定			補助開	<mark>輔助開始年度</mark> 昭和		6年度	補助終了年度		未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)											
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		葬儀費用等の負担を扶助することを目的としたもので、公益上の必要性はない。									
補助金の額 ()は一般財源の額		平成28年度実績		平成29年度実績			平成30年度到		実績 令和元年度予算		
		5,940,000 円		6,180,000 円		5,580,000		0 円	6,000,000 円		
		(0円)		(0 F		円)		(0円)		(0円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		死亡した国民健康保険の被保険者の葬儀を行った者に対して、葬儀費用の補助として60,000円 を支給する。※支給件数:93件									
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)					/				
		うち補助事業全体の経費									
		うち補助対象経費				į			_	_	
		補助対象経費の内訳 -		葬儀費用							
					(4. 0)	一律60,000円					
補助額の算出方法		補助率、補助額			一1年60	J,000H					
		補助		60,000円							
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由		葬儀の	葬儀の実施に対する扶助のため。				
市が得力	交付して たメリット なったのか)	無									
その他参考事項		平成31年4月1日より、葬祭費の支給額が50,000円となる。									
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額) ― ― ―									
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)									
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無 —									